

町内会・自治会のための  
認可地縁団体ハンドブック  
[第3版]



町田市市民活動応援  
キャラクター  
“おうえんマン”

町田市市民部市民協働推進課



# 目 次

	ページ
認可地縁団体とは	4
＜認可申請について＞	
1 認可の要件	5
2 認可申請の手続き	7
3 規約作成上の留意事項	8
4 認可申請に必要な書類	20
＜認可後について＞	
5 登記や契約等の際に提出する書類	21
6 認可地縁団体に係る税金	23
7 申請した事項に変更があった場合	24
8 認可の喪失	26
9 留意事項	28
10 不動産に係る登記の特例	29
＜申請書等様式集＞	31
＜関係法令等＞	66

## 認可地縁団体とは

町内会・自治会は地域的な活動を円滑に行うために市から認可を受けることにより法人格を取得することが出来ます。その認可を受けた町内会・自治会を「認可地縁団体」といいます。法人格を取得することにより不動産の登記を町内会・自治会名義で登記をすることができるようになります。

今まで町内会・自治会が不動産等を所有する場合、会長の個人名義や会員の共有名義という形で不動産登記が行われていました。しかし、転居や死亡により名義人が会員でなくなったとき、名義変更や相続などに関する問題が生じていました。そこで、1991年に地方自治法が改正され、市町村長の認可を得て法人格を得ることにより、町内会・自治会名義で不動産登記ができるようになりました。

認可地縁団体になれるのは、地方自治法第260条の2第1項における「地縁による団体」です。地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されます。町内会・自治会のような区域に住んでいる人が誰でも構成員となれる団体は、原則として地縁による団体と考えられません。

なお、次のような団体は、町内会・自治会であっても認可地縁団体になることはできません。

- ☞ 会員に対して住所以外に性別や年齢などが限定された団体（青年団や婦人会など）
- ☞ 活動目的が限定された団体（スポーツ少年団や伝統芸能保存会など）

# 認可の申請について

## 1 認可の要件

法人格を得る目的は、地域的な共同活動を円滑に行うためです。法人格を得るために組織された名前だけの町内会・自治会や、区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、区域内で安定的に存在している団体とは言い難い団体は認可の対象とはなりません。

また、町内会・自治会が法人格を得るためには、市町村長の認可が必要です。認可したことにより、法人格を得たことを第三者に対抗できるようになるため、町内会・自治会が地縁による団体として現に明確な形で存在することを確認したうえで認可を行っています。

これらのことから、認可の要件は以下の4つと考えます。

(1) 町内会・自治会が、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

「共同活動」とは、清掃活動、防犯・防災活動、集会施設の管理など、一般的な町内会・自治会活動のことを指します。

確認のために、過去3年以上の活動実績が必要です。

(2) 町内会・自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、町内会・自治会が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

地番や住居表示以外にも、道路や河川等により区域を画することもできます。他の町内会・自治会と区域が重なったり、区域が流動的であったりする場合などは認可されません。

(3) 地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が構成員となっていること。

構成員の加入資格等を規約に定めることはできません。

「相当数」は、その区域の住民の概ね過半数です。

(4) 以下の事項の全てを含む規約を定めていること。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 区域
- エ 主たる事務所の所在地
- オ 構成員の資格に関する事項
- カ 代表者に関する事項
- キ 会議に関する事項
- ク 資産に関する事項

- この項目以外に規約を定めることに関して問題はありませんが、活動目的に政治目的、営利目的を含むものについては認められません。
- 規約の名称について特に制限はありませんので、「〇〇町内会会則」「××自治会規程」等の名称でも構いません。

## 2 認可申請の手続き

認可申請の流れは、下記のとおりになります。

(1) 町内会・自治会内で、法人格取得のための認可申請についての話し合い



(2) 市民協働推進課へ事前相談



(3) 規約の見直し

※「3 規約作成上の留意事項」参照



(4) 町内会・自治会で規約に従い総会を開催し、以下の事項について議決を得る  
(役員会などでの議決は認められません)

ア 規約の改正

イ 認可申請することの議決

ウ 代表者の決定

エ 構成員の確定



(5) 申請に係る書類の作成および提出

※「4 認可申請に必要な書類」参照



(6) 市民協働推進課にて提出書類の確認



(7) 認可要件審査（書類等に不備があった場合は再提出を求めます）



(8) 市長による認可の告示（第三者への効力の発生）

認可を受けた町内会・自治会が法人格を得たことを市長が告示することにより、法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることとなります。

### 3 規約作成上の留意事項

法人格を取得するにあたり、規約の内容を地方自治法第260条の2から第260条の40までの内容に従ったものとする必要があります。以下、規約に必要な項目とその留意事項について説明します。

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇会と称する。

町内会・自治会の名称については、地方自治法上の制限はありません。ただし、他の法令において名称の制限がある場合には、それに従う必要があります。例えば、商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできません。

(目的)

第2条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持・管理
- (4) 地域の防犯および防災活動
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

目的は、スポーツや芸術等の特定活動ではなく、広域的な共同活動を行うものであり、かつその活動内容を町内会・自治会の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定める必要があります。

(区域)

第3条 本会の区域は、町田市〇〇町△△番□□号から××番◇◇号までの区域とする。

区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、地番または住居表示により表示されることが望ましいです。また、相当数の者（概ね区域内の住民の過半数）が構成員となっていることが認可の条件となります。



(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、町田市〇〇町△△番□□号に置く。

主たる事務所は、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。代表者の自宅や集会施設におくことが一般的です。地番または住居表示で表示するほか、「代表者の自宅に置く」と定めることもできます。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることはできません。法人や団体は構成員とはなりません、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決件は有しないものの活動を賛助する形で参加することは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費については町内会・自治会活動を運営するにあたり重要事項です。年一回の総会で各年度ごとに定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会申込書の様式などについては、役員会や会の細則で定めても問題ありません。入会申込書の提出先についても、会長以外にも役員や班長など実態にあった形で定めて構いません。いずれにせよ、本人の入会意思が会として確認できるものとする必要があります。

第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、町内会・自治会の目的および活動が著しく阻害されることが明らかであるなど、加入を拒否することが客観的に妥当と認められる場合となりますが、実際の運営上はきわめて例外的な場合に限られると考えられます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

入会の手続きと同様、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要があります。退会についても本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。なお、長期にわたる会費の不払いなど、会員としての義務の著しい違反等があった場合には、一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は慎重な手続きのもとに資格を停止する扱いをすべきと考えられます。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

## (役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計および資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

認可地縁団体は一人の代表者（会長）を置かなければならないとされています。また、監事についても一人または複数の監事を置くことが適当です。会長のほかに役員を置かないこともできますが、会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合などに備えて、副会長を置くことが望ましいと考えられます。ただし、職務代行という位置付けですので、ただちに後任の会長を選出する必要があります。また、「会計」や「書記」等の担当役員を置く場合は、その職務を明らかにすることが適当です。

なお、役員の選出は総会において行うのが適当ですが、監事は会長をはじめとするその他の役員を兼職することは、会務の執行を監査する役割上避ける必要があります。

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

役員任期は、法律上特に規定はありませんが、事務執行上問題が生じないように定めることが望まれます。なお、役員解任手続きを定めようとする場合には、個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続きを定めることが適当です。

## 第4章 総会

### (総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は、町内会・自治会の運営事項のうち、規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決できます。規約の改正など法律上総会の専決事項とされているものについては、ほかに委任することができません。

なお、総会で議決すべき重要な事項とは、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認などが該当します。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

認可地縁団体の代表者は少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならないとされていますが(法第260条の13)、総会に出席しない構成員は「書面」で、又は「代理人によって表決」をすることが可能とされています(法第260条の18第2項)

なお、実際に集まらなくても、出席者が一堂に会するのと同様に議論できる環境があれば、「Web会議」「テレビ会議」「電話会議」などにより総会を開催することが可能です。

また、役員会についても同様の環境があれば、構成員が相当数見込まれる状況においては、「Web会議」「テレビ会議」「電話会議」などにより役員会を開催することも可能です。

また、総会の開催時期ですが、毎年1月から3月までの間(事業年度を設けるものは、認可を受けるとき及び毎事業年度の終了のとき)に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算書を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催することが望ましいと考えられます。

第2項第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことにならないよう留意する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

総会の開催権限は会長が有するものですが、会員及び監事による開催請求に対しては、総会を招集する必要があります。したがって、第2項に定めるように請求のあった日から適切な期間内に招集する旨を規定することが適当と考えられます。また、通知の期間については、少なくとも5日前までに通知を行う必要があるとされています。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。
  - (1) ○○○○○○○○
  - (2) ××××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

総会の議長は、表決権を行使するため、総会に出席した全員の中から選出する必要があります。議長を会長が行うことも可能です。

総会の定足数、議決に要する会員数については、規定することが適切と考えられます。特定の重要な事項について「出席した会員の3分の2（4分の3）」以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能です。第22条のように定めておくと、会員数が多い場合にも総会を開催し議決を行うことができますようになります。

第21条第2項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られます。規約の変更や財産処分、解散の議決のような重要事項は認められないと解され、代表者や監事の選任も適当とは考えられません。仮にこのような規定を設ける場合も、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。

総会の運営については、会の活動を決定する重要事項ですので、会議規定等を定め、議事運営の方法などを明らかにしておくことが望まれます。

#### （総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

総会が有効に成立かつ議決されたことを証明することが、規約変更や告示事項変更を町田市に申請する場合に必要となることから、議事録を作成する必要があることを規約に定めておきます

## 第5章 役員会

#### （役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

#### （役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。  
この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

町内会・自治会の最高意思決定機関は総会ですが、総会を何度も招集することは実際には困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが適当と考えられます。監事は会務の執行を監査する職務上、役員会の構成員ではありませんが、役員会に出席することは可能です。

役員の数等については、役員会が町内会・自治会の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるように配慮すべきと考えられます。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実

## (5) その他の収入

### (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

### (資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

### (経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

町内会・自治会が法人格を取得し、不動産等の資産を団体名義で保有する場合には規約において流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。「資産の構成」として、「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が一般的です。「財産目録」は、設立時及び毎年1月から3月までの間（事業年度を設けるものは、認可を受けるとき及び毎事業年度の終了のとき）に作成することが一般的となっています。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、総会において別途処分に関して総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当です。

また、資産の管理は会長が行うものですが、役員として「会計」を設けている場合には、日常の出納事務は会計が事務を行うこととなります。このほか、「会長は、必要と認めるときは会員のうちから会計出納員を命ずることができる」と定め、「会計出納員は会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する」と規定することも可能です。

### (事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

### (事業報告および決算)

第34条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。



事業計画・事業報告および予算・決算は町内会・自治会にとって重要事項であるため、総会の議決または承認を受けることが必要です。財産目録は、認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間（事業年度を設けるものは、認可を受けるとき及び毎事業年度の終了のとき）に作成しなければならないことになっています。通常総会は年一回行うことが通例と考えられているため、第16条第1項と同様に毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得る必要があります。また、年度開始前に総会を開催し事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが、実務上適切と考えられます。

（会計年度）

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月◇日に終わる。

会計年度の定め方については、特に制限はありません。一般的には4月1日から翌年の3月31日までとする例が多いと思われます。

## 第7章 規約の変更および解散

（規約の変更）

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、町田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

規約の変更は、総会の専権事項となっています。また、「規約変更認可申請書」を提出し町田市長の認可を得る必要があります。なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約の変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは望ましくありません。

（解散）

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

法の規定では、①破産、②認可の取消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合に町内会・自治会は解散（法人としての権利能力の消滅または団体自体の解散の両方を含む）することとなります。これ以外の解散自由を規約に定めることも可能です。

また、第2項の総会の議決を役員会等の議決をもって代えることはできません。総会議決数の「4分の3」については、定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当ではありません。

#### （残余財産の処分）

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

残余財産は規約で指定することができますが、営利法人等を寄付することは町内会・自治会の目的から適当ではなく、地方公共団体や他の認可地縁団体、公益事業を行う法人などに寄付することが適当であると考えられます。

なお、残余財産を決定する総会の議決は、重要な決定事項であることから、総会員の4分の3以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

## 第8章 雑則

#### （備付け帳簿及び書類）

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

#### （委任）

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○○が別に定める。

細則を定める者については、必ず委任することについて議会の議決を経る必要があります。なお、個別事項ごとに議決を経る必要はありません。

#### 附則

- 1 この規約は○○○○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の

定めるところによる。

- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△△△△年△月△日までとする。

附則第1項の施行日は、認可年月日になります。したがって、設立初年度は事業年度および会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

## 4 認可申請に必要な書類

(1) 認可申請書 < P 2 9 >

(2) 規約 < P 3 0 >

認可申請にあたって作成及び改正した、認可要件を全て含む規約であり、総会の承認を得たもの。

(3) 認可申請について総会で議決したことを証する書類 < P 3 6 >

認可申請について決定した総会の議事録の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印があるもの。

- 議事録については、認可申請について総会で議決したことを証する事項、申請者を代表者に選出する旨の議決を行った事項に加え、総会の設立から認可申請に必要な重要事項で認可の申請書類に明記すべき事項の議決経過が記載されたものが望まれます。

(4) 構成員の名簿及び区域図 < P 3 8 >

構成員全員の住所・氏名を記載した名簿及び町内会・自治会の区域が明確に分かる地図など。

- 町内会・自治会区域内の全住民の概ね過半数が構成員である必要ことが求められます。

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現におこなっていることを記載した書類

事業報告書や決算書、事業計画書や予算書等、具体的な活動及び収支がわかる書類として過去3ヵ年分の総会資料。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類 < P 4 3 >

申請者が代表者となる事を受諾した旨が記載された承諾書に申請者本人の署名・押印のあるもの。

## 認可後について

### 5 登記や契約等の際に提出する書類

登記申請書に添付したり契約を取り交わしたりするときに必要な書類として、認可地縁団体印鑑登録証明書や地縁団体台帳の写しがあります。どの書類を提出する必要があるかどうかは、提出先にご確認ください。

#### 5-1 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

##### (1) 認可地縁団体印鑑登録について

認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けるにあたり、認可地縁団体の印鑑登録が必要となります。登録する印鑑は、認可地縁団体代表者印です。1団体につき1個登録できます。登録申請者は、原則として代表者本人です。

なお、以下のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

ア ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

イ 印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるものまたは1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの

ウ 印影を鮮明に表しにくいもの

エ 認可地縁団体名のみのももの

オ その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないと市長が認められたもの

##### (2) 認可地縁団体印鑑登録の際に必要なもの

ア 認可地縁団体印鑑登録申請書 < P 5 1 >

イ 認可地縁団体印鑑登録原票 < P 5 9 >

ウ 登録する認可地縁団体の印鑑

エ 代表者個人の印鑑登録証明書1通（発行から3箇月以内）およびその印鑑

##### (3) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付について

印鑑登録後、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付が可能となります。交付申請者は、原則として代表者本人です。

##### (4) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付の際に必要なもの

ア 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 < P 5 3 >

イ 認可地縁団体印鑑登録証明書 < P 5 5 >

- ウ 登録されている認可地縁団体の印鑑
- エ 郵送での交付を希望する場合、切手を貼った封筒

## 5-2 地縁団体台帳の写しの交付

地縁団体台帳の写しの交付を受けるにあたり、「地縁による団体の証明書交付申請書」〈P 6 2〉の提出が必要です。交付申請はどなたでもできます。

郵送での交付を希望される場合は、切手を貼った封筒もあわせて提出してください。

## 6 認可地縁団体に係る税金

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税 ※1	法人市民税	減免措置	課税
	固定資産税	減免措置	減免措置
都税 ※2	法人都民税	減免措置	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

詳細は、各担当部署へお問い合わせください。

※1 町田市市税条例による

※2 東京都都税条例による

### (1) 市税 <市役所 市民税課・資産税課 TEL：722-3111>

#### ア 法人市民税

認可を受けた日から1か月以内に、「法人（設立・開設・異動）届出書」の提出が必要です。

#### イ 固定資産税

減免申請が必要です。

### (2) 都税 <都税事務所 TEL：728-5111>

#### ア 法人都民税および法人事業税

#### イ 不動産取得税

登記した後に都税事務所に申告をしてください。

### (3) 国税

#### ア 法人税 <町田税務署 TEL：728-7211>

収益事業を行わない場合は手続きの必要はありません。収益事業を行う場合は町田税務署へ届出が必要です。

#### イ 登録免許税 <東京法務局町田出張所 TEL：724-2414>

登記の際、登録免許税がかかります。

## 7 申請した事項に変更があった場合

### 7-1 規約に変更があった場合

#### (1) 規約変更認可について

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があるときは、市長に届けなければなりません。認可を受けなければ、規約変更の効力は生じないことと定められています。

#### (2) 規約変更認可申請の際に必要なもの

ア 規約変更認可申請書 < P 4 6 >

イ 規約変更の内容及び理由を記載した書類 < P 4 7 >

ウ 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(ア) 総会資料

(イ) 議長および議事録署名人の署名・押印がある、総会の議事録の写し

#### (3) 規約変更に伴う告示事項変更届出について

規約変更認可を受けた後、市長に届け出なければならない場合があります。この届出をもって変更の告示を行い、登記や契約等に必要となる「地縁団体台帳」の内容が更新されます。

告示事項変更届出が必要な事項は、以下のとおりです。

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 主たる事務所

オ 規約に解散の事由を定めたときはその事由

#### (4) 規約変更に伴う告示事項届出の際に必要なもの

ア 告示事項変更届出書 < P 4 9 >

イ 告示された事項に変更があった旨を証する書類

(ア) 総会資料

(イ) 議長および議事録署名人の署名・押印がある、総会の議事録の写し

### 7-2 代表者に変更があった場合

#### (1) 代表者変更に伴う告示事項変更届出について

代表者の交代及び代表者の住所変更があった場合、市長に届けなければなりません。この届出をもって変更の告示を行い、登記や契約等に必要となる「地縁団体台帳」の



内容が更新されます。

(2) 代表者変更に伴う告示事項届出の際に必要なもの

ア 告示事項変更届出書 < P 4 9 >

イ 告示された事項に変更があった旨を証する書類

(ア) 総会資料

(イ) 議長および議事録署名人の署名・押印がある、総会の議事録の写し

ウ 会長就任承諾書 (代表者が交代になった場合のみ)

## 8 認可の喪失

### 8-1 認可の取り消し

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかの場合若しくは不正な手段によって認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

- (1) 認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- (2) 認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- (3) 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- (4) 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- (5) 地縁による団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

### 8-2 解散

認可を受けた地縁による団体が下記いずれかに1つでも該当するとき、認可地縁団体は解散します。解散については、市長に対して届出（市長による解散告示）、および清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続きが必要です。

- (1) 規約に定めた解散事由が発生したとき
- (2) 破産したとき
- (3) 認可を取り消されたとき
- (4) 構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- (5) 構成員が欠亡したとき

※ 破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続きを進めることとなります。  
（常総市のHPより）

### 8-3 認可地縁団体が解散する場合の手続き等

(1) 認可地縁団体が、認可の解散の承認・清算人の承認・清算終了内容の承認について総会に付議し、議決を得る

※ 解散については、総会で総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、決議することはできません。



(2) 議決後、解散及び清算終了届出書を添付書類とともに町田市に提出



(3) 町田市長が解散・清算終了の告示をし、認可の解散承認書を町内会・自治会へ通知



(4) 印鑑登録の廃止申請書の提出



(5) 会が継続する場合は、規約を変更

## 9 留意事項

### (1) 義務について

#### ア 財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

#### イ 構成員名簿の作成備置義務

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更あるごとに訂正してください。

#### ウ 総会開催の義務

代表者は少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

#### エ その他

代表者およびその他代理人が職務を行うについて、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

(2) 認可を受けた団体は、認可後であっても従来からの地縁による団体と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の監督指揮下に置かれるわけではありません。

(3) 認可地縁団体は特定の政党のために活動することが禁止されています。

(4) 構成員は個人に限られており、区域内に住所を有していても法人・組合等の団体を含めることはできませんが、様々な支援を受ける関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは差し支えありません。

(5) 認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散および清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠った時などに非訴訟事件手続法に基づき裁判所より過料に処せられることとなります。

## 10 不動産に係る登記の特例

認可地縁団体で所有する土地や集会施設を、認可地縁団体名義へと変更する際に、相続等で名義人が不明となり、名義変更の承諾が得られないことがあります。2015年4月に地方自治法が改正され、そのような場合でも要件を満たしていれば認可地縁団体が単独で登記の申請を行えるようになりました。

なお、この不動産登記の特例の適用を受けることによって登記申請はできますが、所有権の有無を確定させるものではありません。

### 10-1 不動産登記の特例

#### (1) 特例適用の要件

- ア 認可地縁団体が所有している不動産であること
  - イ 認可地縁団体がその不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
  - ウ その不動産の所有者または所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であったこと
  - エ その不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと
- ※ 所在が判明している登記関係者がいる場合には、この特例適用により認可地縁団体が不動登記の名義人になることについて事前に同意を得ておく必要があります。

#### (2) 特定適用にあたって提出する書類

- ア 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- イ 所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ウ 当該不動産の特例適用申請を行うことを議決したことを証明する書類
- エ 申請者が代表者であることを証する書類
- オ 以下の(ア)から(ウ)の事項を疎明するに足りる資料
  - (ア) 認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
  - (イ) 当該不動産の所有者または所有権の登記名義人全員が認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であったこと
  - (ウ) 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

## 10-2 不動産登記の特例適用までの流れ

(1) 市民協働推進課へ10-1(1)の要件に該当するかどうか事前相談



(2) 市に「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」と10-1(2)の書類を提出



(3) 市民協働推進課にて提出書類の確認



(4) 公告申請審査



(5) 市で、認可地縁団体がその所有する不動産について所有権の保存または移転登記をすることについて異議のある者に対し、異議を述べるべき旨の公告を行う



(6) 3ヶ月以上の公告期間内に意義が無かった場合、公告をしたこと及び登記関係者が公告期間内に異議を述べなかったことの証明書を認可地縁団体に交付



(7) 認可地縁団体が所有権の保存や移転登記の申請を行う

# 認可地縁団体申請書等様式集

## 目 次

	ページ
＜認可申請に必要な各種様式及び記載例＞	
1 認可申請書	3 2
2 規約（参考例）	3 3
3 議事録（参考例）	3 9
4 構成員名簿（参考例）	4 1
5 保有資産目録（参考例）及びその記載例	4 2
6 保有予定資産目録（参考例）及びその記載例	4 4
7 会長就任承諾書	4 6
8 代表者の職務執行停止の有無ならびに職務代理者選任の有無	4 7
9 代理人の有無	4 8
＜認可後の各種申請書類及び記載例＞	
1 0 規約変更認可申請書	4 9
1 1 規約変更の内容及び理由及びその記載例	5 0
1 2 告示事項変更届出書及びその記載例	5 2
1 3 認可地縁団体印鑑登録申請書及びその記載例	5 4
1 4 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書及びその記載例	5 7
1 5 認可地縁団体印鑑登録証明書及びその記載例	5 8
1 6 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書及びその記載例	6 0
1 7 認可地縁団体印鑑登録原票及びその記載例	6 2
1 8 地縁による団体の証明書交付申請書及びその記載例	6 4

年 月 日

町田市長 様

認可を受けようとする地縁による団体の  
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

㊞

住 所

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿および区域図
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類



[参考例]

## 〇〇町内会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇会と称する。

(目的)

第2条 本会は以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持・管理
- (4) 地域の防犯および防災活動
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(区域)

第3条 本会の区域は、町田市〇〇町△△番□□号から××番◇◇号までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、町田市〇〇町△△番□□号、〇〇集会所に置く。

### 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計および資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長およびその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。
- (3) 会計および資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。

この場所において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第33条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告および決算)

第34条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月◇日に終わる。

## 第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、町田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿および書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可および登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要

な帳簿および書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 この規約は〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

[議事録 参考例]

## 〇〇町内会 総会 議事録

- 1 日 時 〇〇〇〇年〇月〇日（日）  
午前〇〇時〇〇分～午前〇〇時〇〇分まで
- 2 場 所 〇〇町内会集会所
- 3 出席者 会員数 150名  
出席者 140名（うち委任状による出席者40名）  
欠席者 10名

### 4 議長選出

会長が総会の開会を宣言し、議長の選出を会員に諮ったところ、会長一任の発言により、会員〇〇〇〇を議長に指名した。

議長〇〇〇〇は就任のあいさつをした後、上記のとおり会員の出席状況を告げ、総会の成立を宣言した。また、書記、議事録署名人の選出を諮ったところ、議長一任の発言により、書記に●●●●、議事録署名人に◇◇◇◇、△△△△を指名し、議事に入った

### 5 議 題

#### (1) 平成〇〇年度役員を選任について

次の者が役員として選任されることが異議無く承認された。

会 長 □□□□ 副会長 ◎◎◎◎◎

会 計 ◇◇◇◇ 監 事 △△△

#### (2) 〇〇町内会の認可申請について

ここで〇〇◇◇より町内会の認可申請について説明が行われた。議題（3）、（4）も関連する内容のため一括して説明が行われ、その後各議案について個別に審議が行われた認可申請について3名の者から質疑があった。質疑の内容と回答は以下のとおり

① 質疑

回答

② 質疑

回答

③ 質疑

回答

その後議長が他に意見のない事を確認し、挙手により採決を行ったところ、全員成  
であったので、議案は原案どおり承認された。

(3) 認可申請に伴う規約の改正について

(4) 認可申請の代表者を会長とすることについて

(3)、(4)の議案については議長が意見を求めたが、特に意見も無かったので、挙手によ  
り採決を行ったところ、全員賛成であったので、議案は原案どおり承認された。

以上、事録として確認します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇〇 〇〇 ⑩

会 長 □□ □□ ⑩

議事録署名人 ◇◇ ◇◇ ⑩

議事録署名人 △△ △△ ⑩

(自著・押印)



[構成員名簿 参考例]

# 構成員名簿

〇〇〇〇年〇月〇日現在 総数 名

住所 町田市〇〇町〇丁目

氏名	地番	氏名	地番
〇〇 〇〇	1 1 番地 1		
〇〇 □□	1 1 番地 1		
〇〇 ◇◇	1 1 番地 1		
■ △△△	1 2 番地 3		
■ ◎◎	1 2 番地 3		
◆◆ ●●●	1 2 番地 8		

# 保有資産目録

団 体 の 名 称  
年 月 日現在

## 1 不動産

### (1) 所有権を有する不動産

#### ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

#### イ 土地

地目	延床面積	所 在 地

## 2 不動産に関する権利等

### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所 在 地

### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

## 保有資産目録

〇〇〇町内会  
〇〇〇〇年 〇月 〇日現在

### 1 不動産

#### (1) 所有権を有する不動産

##### ア 建物

名称	延床面積	所在地
〇〇〇町内会集会所	60.50 m <sup>2</sup>	町田市〇〇町一丁目11番地1

##### イ 土地

地目	延床面積	所在地
宅地	42.60 m <sup>2</sup>	町田市〇〇町1丁目15番地

### 2 不動産に関する権利等

#### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権限	不動産の種類	所在地

#### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量
1、国債 八分利国債 券面金額 20 万円 取得金額 22 万円

# 保有予定資産目録

団 体 の 名 称

年 月 日現在

## 1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

## 2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

[保有予定資産目録 記載例]

## 保有予定資産目録

〇〇〇〇町内会  
〇〇〇〇年〇月〇日現在

### 1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建 物	〇〇年〇月△日	□□ □□	町田市〇〇一丁目9番地

### 2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土 地	地上権	平成〇〇年〇月△日

年 月 日

## 会長就任承諾書

団体の名称

私は上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

氏 名

印

住 所

## 代表者の職務執行停止の有無ならびに職務代行者選任の有無

団体の名称

代表者名

⑩

### 1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

### 2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有

(有の場合)

氏 名

住 所

(2) 無

該当がない場合は「無」に○をつけてください。

## 代理人の有無

団体の名称

代表者名

⑩

代理人の有無

(1) 有 (有の場合)

氏 名

住 所

(2) 無

この場合の「代理人」は地方自治法第 260 条 8 の代理人および第 260 条 10 の特別代理人のことを指します。特に該当がない場合は「無」に○をつけてください。

◇地方自治法

第 260 条 8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第 260 条 10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。



年 月 日

町田市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の  
所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

## 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

# 規約変更の内容及び理由

団体の名称

変更前の内容	
変更後の内容	
変更理由	

[規約変更の内容及び理由 記載例]

## 規約変更の内容及び理由

団体の名称 ○○○○町内会

変更前の内容	(事務所) 第4条 本会は、事務所を町田市○○一丁目1番地に置く。
変更後の内容	(事務所) 第4条 本会は、事務所を町田市○○一丁目18番地に置く。
変更理由	代表者の自宅を事務所としており、その代表者が変更になったため。

年 月 日

町田市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の  
の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

※添付書類 ① 議事録の写し  
② 会長就任承諾書

[告示事項変更届出書 記載例]

年 月 日

町田市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○○一丁目町内会

所在地 町田市○○一丁目1番地1

代表者の氏名及び住所

氏 名 ◇◇ ◇◇

住 所 町田市○○一丁目1番地8

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

1. 変更があった事項及びその内容

代表者の変更

2. 変更の年月日

○○○○年○○月○○日（総会日）

3. 変更の理由

任期満了のため

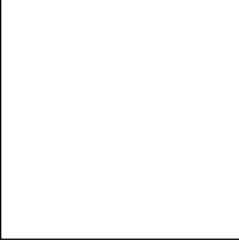
- ※添付書類
- ① 議事録の写し
  - ② 会長就任承諾書

[第1号様式]

認可地縁団体印鑑登録申請書

町 田 市 長 様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑


認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏名	(代表者) 印	生年月日	年 月 日
住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名

[注意事項]

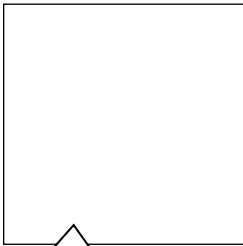
- 1 この申請は本人自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑をあわせて提出してください。
- 3 氏名の次には町田市において登録をされている個人の印鑑を押印して、個人印鑑の証明書を添付してください。
- 4 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録申請書

町田市長様

年 月 日

登録しようとする  
認可地縁団体印鑑



登録する団体の代表者等の  
印鑑を押印してください。  
(名称印不可)  
例：〇〇自治会代表者の印

個人印鑑の証明書  
と同じ印鑑を押印  
してください。

認可地縁団体の名称		町田自治会	
認可地縁団体の事務所の所在地		町田市森野2丁目2番22号	
(資格) 氏名	(代表者) 町田 太郎 印	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
住所 町田市森野2丁目2番22号(代表者の住所)			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者  本人 住所 町田市森野2丁目2番22号

代理人 氏名 町田 太郎

[注意事項]

- 1 この申請は本人自ら手続をしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑をあわせて提出してください。
- 3 氏名の次には町田市において登録をされている個人の印鑑を押印して、個人印鑑の証明書を添付してください。
- 4 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

町 田 市 長 様

年 月 日

登録されている  
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏名	(代表者)	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書\_\_通の交付を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名

[注意事項]

- 1 この申請は本人自ら手続きをしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

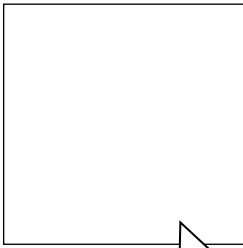


認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

町 田 市 長 様

年 月 日

登録されている  
認可地縁団体印鑑



登録する団体の代表者等の  
印鑑を押印してください。  
(名称印不可)  
例：〇〇自治会代表者の印

認可地縁団体の名称		町 田 自 治 会	
認可地縁団体の事務所の所在地		町田市森野2丁目2番22号	
(資格) 氏 名	(代 表 者 ) 町 田 太 郎	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 通の交付を申請します。

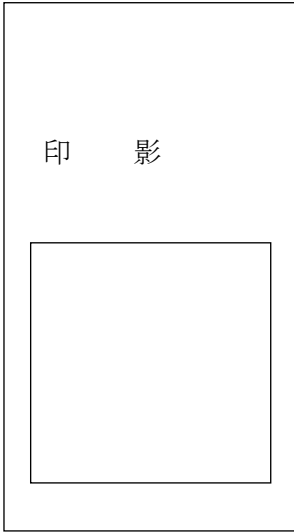
申請者  本人 住所 町田市森野2丁目2番22号

代理人 氏名 町田 太郎

[注意事項]

- 1 この申請は本人自ら手続きをしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

# 認可地縁団体印鑑登録証明書



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏 名	(代 表 者)	生年月日	年 月 日

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都町田市長

# 認可地縁団体印鑑登録証明書

印影		認可地縁団体の名称		町田自治会	
		認可地縁団体の事務所の所在地		町田市森野2丁目2番22号	
(資格) 氏名	(代表者) 町田 太郎	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日		

登録する団体の代表者等の印鑑を押印してください。  
(名称印不可)  
例：〇〇自治会代表者の印

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都町田市長 石 阪 丈 一

※この様式は、証明書申請枚数分提出してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

町 田 市 長 様

年 月 日

廃止しようとする  
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格)	( )	生年月日	年 月 日
氏 名			
住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名

[注意事項]

- 1 この申請は本人自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、町田市において登録されている個人の印鑑をお持ちください。
- 3 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

町田市長様

年 月 日

廃止しようとする  
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称		町田自治会	
認可地縁団体の事務所の所在地		町田市森野2丁目2番22号	
(資格) 氏名	(代表者) 町田 太郎	生年月日	年 月 日
住所 町田市森野2丁目2番22号			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者  本人 住所 町田市森野2丁目2番22号

代理人 氏名 町田 太郎

[注意事項]

- この申請は本人自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、町田市において登録されている個人の印鑑をお持ちください。
- 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

[第5号様式]

認可地縁団体印鑑登録原票

印 影
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏名	(代 表 者)	生年月日	年 月 日

登録番号	
登録年月日	年 月 日
認可年月日	年 月 日
代表者等の住所	

認可地縁団体印鑑登録原票

印 影

登録する団体の代表者等の  
印鑑を押印してください。  
(名称印不可)  
例：〇〇自治会代表者の印

認可地縁団体の名称		町 田 自 治 会	
認可地縁団体の事務所の所在地		町田市森野2丁目2番22号	
(資格) 氏 名	(代 表 者) 町 田 太 郎	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
認 可 年 月 日	年 月 日
代表者等の住所	町田市森野2丁目2番22号

} 町田市で記入しますので空欄のままをお願いします。

# 地縁による団体の証明書交付申請書

年 月 日

町 田 市 長 様

## 1 必要な地縁による団体の名称及び所在地

団体の名称	
所在地	

## 2 請求者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

## 3 証明書の通数                      通

-----

処 理 欄

係	係長	課長

受付 年 月 日  
発行 年 月 日



## 地縁による団体の証明書交付申請書

年 月 日

町 田 市 長 様

1 必要な地縁による団体の名称及び所在地

団体の名称	<b>町田自治会</b>
所在地	<b>町田市森野2丁目2番22号</b>

2 請求者の住所及び氏名

住 所	<b>町田市森野2丁目2番22号</b>
氏 名	<b>町田 太郎</b>

3 証明書の通数                      通

処 理 欄

係	係長	課長

受付 年 月 日

発行 年 月 日

# 認可地縁団体申請書等様式集

## 目 次

	ページ
1 地方自治法（抜粋）	6 7
2 地方自治法施行例（参考例）	7 8
3 町田市認可地縁団体に関する印鑑条例	8 2
4 町田市認可地縁団体に関する印鑑条例施行規則	8 7

## ○地方自治法（抜粋）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続

している区域の現況によらなければならない。

- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（平三法二四・追加、平一一法一六〇・平一四法七九・平一四法一〇〇・平一六法七六・平一六法一四七・平一七法八七・平一八法五〇・平二〇法二三・一部改正）

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（平一八法五〇・追加）

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分之三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)



第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されてい

ない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・旧第二百六十条の三十八繰上・一部改正)

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつ

て平穩かつ公然と占有されているものに限る。) について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされ

た場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

(平二六法四二・追加)

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

(平二六法四二・追加)

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・旧第二百六十条の三十九繰上・一部改正、平二六法四二・旧第二百六十条の三十八繰下)

## ○地方自治法施行規則（抜粋）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（平三自省令一一・追加、平一〇自省令三四・平二一総省令三九・平二二総省令三五・平二四総省令三〇・平二六総省令三九・一部改正）

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合
  - イ 名称
  - ロ 規約に定める目的
  - ハ 区域
  - ニ 主たる事務所
  - ホ 代表者の氏名及び住所
  - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
  - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
  - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 認可年月日

二 解散した場合（破産による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

三 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

四 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合

告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

（平三自省令一一・追加、平二〇総省令一一八・平二一総省令三九・平二二総省令三五・平二六総省令三九・一部改正）

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

（平三自省令一一・追加、平二一総省令三九・平二二総省令三五・平二六総省令三九・一部改正）

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者

の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

(平三自省令一一・追加、平二一総省令三九・平二六総省令三九・一部改正)

第二十二條 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(平三自省令一一・追加、平二〇総省令一一八・一部改正)

第二十二條の二 地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の三十八条第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十条の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(平二七総省令三・追加)

第二十二條の三 地方自治法第二百六十条の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。



- 一 地方自治法第二百六十条の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
  - 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
  - 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
  - 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
- 2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
  - 3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

（平二七総省令三・追加）

第二十二條の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

- 2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

（平二七総省令三・追加）

第二十二條の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

- 2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

## ○町田市認可地縁団体に関する印鑑条例

(目的)

第1条 この条例は、町田市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたもの（以下「認可団体」という。）の代表者等の印鑑（以下「団体印鑑」という。）の登録及び証明に関する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、この条例の適用に当たっては、常に認可団体の権利の保護に留意し、もって地縁による団体の利便を図るとともに、取引の安全の確保に努めなければならない。

(登録資格)

第3条 団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可団体の代表者又は次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）第19条第1項第1号へに規定する職務代行者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人  
(平20条例41・一部改正)

(登録印鑑)

第4条 前条に規定する認可団体の代表者等は、1団体1個に限り団体印鑑の登録を受けることができる。

(登録印鑑の制限)

第5条 市長は、登録を受けようとする団体印鑑が次の各号の一に該当する場合は、当該団体印鑑を登録することができない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする団体印鑑として適当でないと市長が認めたもの

(登録の申請)

第6条 団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に自ら申請しなければならない。ただし、規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

(平20条例41・一部改正)

(登録申請の確認)

第7条 市長は、登録申請者から団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該申請が適正であることを確認しなければならない。

(登録)

第8条 市長は、前条の規定により確認したときは、直ちにこれを登録しなければならない。

(印鑑登録原票)

第9条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録する。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可団体の名称
- (4) 認可団体の事務所の所在地
- (5) 認可団体の認可年月日
- (6) 登録資格（第3条に規定する登録資格のうち、いずれかを記載するものとする。）

- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所

2 市長は、登録原票に前項に掲げるもののほか、印鑑登録及び証明に関して必要と認めるその他の事項を登録することができる。

(印鑑登録証明書の交付)

第10条 団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書（以下「証明書」という。）の交付を申請するときは、自ら申請しなければならない。ただし、規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して証明書を交付するものとする。

(証明書の記載事項等)

第11条 証明書は、団体印鑑の登録を受けている者に係る登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可団体の名称
- (2) 認可団体の事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

(印鑑登録の廃止等の申請)

第12条 団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとするとき又は団体印鑑を亡失したときは、市長に対して自らその旨を申請しなければならない。ただし、規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

(登録事項の職権修正)

第13条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により登録原票の登録事項のうち変更に係るもの(認可団体の印鑑登録抹消に係るものを除く。)が生じたときは、職権によりこれを修正しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、次に掲げる場合は、職権により団体印鑑の登録を抹消しなければならない。この場合において、第3号又は第4号の事由による登録の抹消については、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

- (1) 団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 法第260条の20の規定により認可団体が解散した場合
- (3) 認可団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合
- (4) その他団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合

2 市長は、団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査の上、当該申請に係る団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(平20条例41・一部改正)

(閲覧の禁止)

第15条 市長は、登録原票その他団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(関係人に対する質問調査)

第16条 市長は、団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係人に対し質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(町田市行政手続条例の適用除外)

第17条 この条例の規定による処分については、町田市行政手続条例(平成8年12月町田市条例第30号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成8年12月25日条例第31号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市認可地縁団体に関する印鑑条例の規定は、平成20年12月1日から適用する。

## ○町田市認可地縁団体に関する印鑑条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市認可地縁団体に関する印鑑条例（平成5年9月町田市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定める。

(登録の申請)

第2条 条例第6条の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録申請書（以下「登録申請書」という。）に、登録を受けようとする認可地縁団体の代表者等の印鑑（以下「団体印鑑」という。）及び町田市印鑑条例（昭和49年12月町田市条例第47号。以下「印鑑条例」という。）に基づき既に登録している代表者等の個人の印鑑登録証明書を添付して、行わなければならない。

2 前項の場合において、登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、印鑑条例に基づき既に登録している代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

(登録申請の確認)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）第21条第2項に基づき作成された台帳（以下「認可団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査し、適正な申請であることを確認しなければならない。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第4条 条例第10条の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に、登録している団体印鑑を押印して行わなければならない。

(印鑑登録証明書の交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、条例第9条に規定する登録原票の登録事項及び認可団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、登録原

票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で、認可地縁団体印鑑登録証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

3 市長は、証明書を交付するときは、その末尾に登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

（印鑑登録の廃止等）

第6条 団体印鑑の登録を受けている者は、条例第12条の規定により団体印鑑の登録を廃止しようとするとき又は登録した団体印鑑を亡失したときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により行わなければならない。

2 前項の場合において、団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、当該申請書に登録している団体印鑑を押印して、団体印鑑を亡失したときは、当該申請書に個人印鑑を添えて、申請しなければならない。

（文書の保存期間）

第7条 登録原票の除票その他書類の保存期間は、次に掲げる期間の範囲内とする。

（1） 登録原票の除票にあつては、抹消された日の属する年度の翌年度から5年

（2） その他の書類にあつては、申請又は届出の受理された日の属する年度の翌年度から3年

（登録申請書等の様式）

第8条 次の表の左欄に掲げる文書の様式は、同表の右欄に掲げるところによるものとする。



様式の種類	様式番号
認可地縁団体印鑑登録申請書	第1号様式
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	第2号様式
認可地縁団体印鑑登録証明書	第3号様式
認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	第4号様式
認可地縁団体印鑑登録原票	第5号様式

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

☆☆☆ memo ☆☆☆



2023年4月発行

町田市 市民部 市民協働推進課

町田市森野2丁目2番22号 市庁舎2階

電話：042-724-4358

<参考書籍>

平成27年7月1日発行

「第2次改訂版 自治会、町内会等法人化の手引」

編集：地縁団体研究会

発行：株式会社ぎょうせい